

医療費通知を活用した医療費控除について

平成29年度の税制改正により平成29年分の医療費控除申告から医療費通知の活用が可能となりました。

組合では、対象者に対して3ヶ月に一度、医療費として給付した、医科（入院及び外来）、歯科、調剤、療養費を月ごとに記載した「医療費通知」（葉書）をご自宅に送付します。

【令和7年度より発送が「2ヶ月に1回」から「3ヶ月に1回」に変更となりました】

◆発送時期と対象診療月

診療月	発送時期
1月～3月診療分	6月末頃
4月～6月診療分	9月末頃
7月～9月診療分	12月末頃
10月～12月診療分	3月末頃



【お願い】

- ・医療費通知が届きましたら記載内容を確認し、**大切に保管**してください。
- ・医療費通知（葉書）は**紛失した場合、再発行できません**ので予めご了承ください。
- ・**10月から12月診療分については3月末の発送**となるため、医療費控除への添付はできませんので、**医療機関等の領収書での対応をお願いします。**

【注意事項】

- ※医療機関等からの請求遅れによる未着の請求分や審査による医療費の変更等もあるため、支払われた金額と必ずしも一致しない場合があります。
- ※医療費通知は、確定申告で医療費控除を受ける場合の給付証明になりますが、医療費支払額の証明にはなりません。

医療費通知（イメージ）

料金後納郵便 123-4567

郵便区内特別

〇〇市〇〇1番地11

健康 まもる 様

〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇 〇 市 役 所

埼玉県〇〇市〇〇1丁目2番地

国民健康保険課
国民給付担当

048-123-4567

428010024489-01 (0000086) 0000086

受診年月	受診者氏名	医療機関等の名称	入内区分	診療日数	医療費の額	窓口等での支払い額
2709	健康 まもる	健康総合病院	健	1	5790	1737

医療費通知の発送について必要のない方は、〇〇市役所 国民健康保険課国民給付担当まで、ご連絡くださいませう
お願いいたします。

○ 交通事故などで保険証を使ったときは、すぐ国民健康保険主管課に届け出ましょう。